

事例項目	開票立会人への開票関係資料の拡充と事前提供することとした改善例について
事例発生時期	平成30（2018）年11月9日（金）
担当課	選挙管理委員会事務局
事例概要	<p>平成29（2017）年9月28日（木）に衆議院が解散され、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日が10月10日（火）公示、10月22日（日）執行と決定した。</p> <p>これにより市選挙管理委員会事務局は、総選挙の開票事務準備を迅速かつ着実に執行していった。</p> <p>こうした中、10月19日（木）に開票立会人（小選挙区3人、比例代表5人）が決定し、市選挙管理委員会事務局は、各開票立会人へ決定通知書及び報酬支払関係書類を送付した。同日、小選挙区開票立会人の内、1人から開票作業についての説明依頼があったため、面談の上、資料として開票会場レイアウトを提供し、開票の流れを説明した。その際には、投票用紙の記載内容について有効か無効かの判断に関し、一例として、当該開票立会人からも「所属政党名と候補者名が書かれた投票は有効である」旨の発言があるなど、市選挙管理委員会事務局と当該開票立会人はこの面談を通じ同一の認識であった。</p> <p>市選挙管理委員会事務局は、10月22日（日）21時の開票作業開始前に、開票会場に参集した開票立会人に対し、市選挙管理委員会事務局職員から開票会場レイアウト図等の資料を配布し、説明を行うとともに、21時の開票開始直後には、会場内を案内し、投票箱の空虚の確認とともに、開票台での職員の開票作業が適正に行われていることを確認していただいた。その後、開票作業は投票用紙の開披、点検、計数、結束までは順調に進んだ。</p> <p>22時過ぎ、開票立会人による点検作業中に、前述の10月19日（木）に事前説明をした開票立会人から「所属政党名と候補者名が記載された投票用紙は他事記載で無効票である」旨の、事前説明時の認識とは全く逆の発言があった。その後も同様の発言が続くため、開票管理者の指示を受けた市選挙管理委員会事務局職員が、判例をまとめた資料を示し、所属政党名と候補者名が記載された投票は有効である旨の説明を行った。しかし、当該開票立会人は、「判例があっても、選管が政党の名前を書いたらだめと事前に説明しているから、（無効票であると）言っている。」との旨などを発言し、開票日直前の10月19日（木）の事前説明内容、並びに本人も理解していた事実を強く否定した。その後も当該開票立会人は、所属政党名と候補者名が記載された投票用紙は、他事記載で無効票であるとして100票束から抜き取りを続けたが、23時頃、開票管理者及び他の開票立会人と協議し、所属政党名と候補者名が記載された投票用紙は、有効票として取り扱うことを決定した。</p> <p>その後も開票立会人による点検作業は続いたが、10月23日（月）2時10分頃、当該開票立会人は、「体力の限界で放棄する。職員がしたことを信頼する。開票立会人の本来の任務を全うできなかった。申し訳ない。」との旨を発言し、点検を自ら終了させた。結果として、小選挙区の開票終了は2時40分となった。その後も市選挙管理委員会事務局職員並びに本部応援職員は、大阪府選挙管理委員会事務局への報告、開票所の最低限度の片づけ等を行い、解散は4時40分となった。</p> <p>一方、同日中には、当該開票立会人を届け出た政党の候補者（現衆議院議員）が、衆議院第6区（守口市、門真市、鶴見区、旭区）の選挙管理委員会事務局のうち、本市にだけ訪問し、党から推薦した開票立会人が迷惑をかけた旨の謝罪があった。</p> <p>12月6日（水）開会の平成29（2017）年門真市議会第4回定例会で</p>

<p>事例概要</p>	<p>は、門真市議会総務建設常任委員会において、武田議員より「衆議院議員総選挙における開票事務について」の質問があり、「従事経験がない開票立会人でも、投票の有効無効の判断を容易にさせていただけるよう、今後は事前に資料を送付するなど対応を検討していく。」といった旨の答弁をした。一方、戸田議員の一般質問である、「私も開票立会人をやった今衆院選で、選管の不十分さにより結果発表が深夜3時近くになった件について」に関する質疑答弁では、両者の見解の相違が埋まらないままであった。【資料No.(2)-82-1】</p> <p>平成30(2018)年1月10日(水)には、当該開票立会人に対し、「選管職員の開票についての事前説明の際、投票用紙の有効無効について当該開票立会人自らが例を示し有効無効の判断をしている証拠となる動画があること」を伝え、1月31日(水)に当該開票立会人に対し、動画の発言記録を提出したところ、当該開票立会人は自分の発言内容を「忘れていた。」と答えた。</p> <p>また、2月26日(月)開会の平成30(2018)年門真市議会第1回定例会における戸田議員の一般質問である、「選管が考える『開票立会人の点検作業の具体』について」に対しては、前回の武田議員への答弁を踏まえ「開票立会人に提供する資料を増やし、また、事前に送付するなどの対応を検討している。」旨の答弁をした。【資料No.(2)-82-2】</p> <p>これらの答弁を踏まえて検討を重ね、11月9日(金)開催の市選挙管理委員会にて、次回の選挙で活用するため新たに作成した開票立会人への説明資料とこれを事前に提供する方針であることを決定した。</p> <p>11月下旬には、当該資料を開票立会人へ事前に提供する方針であること等について、市議会にも報告したところ、市議会議員でもある当該開票立会人からは、資料の内容は投票の有効無効について具体例を明示し、誰もが直ちに判断できる内容で、非常にわかりやすいものとなっており、これにより前回の衆院選の開票時のような混乱はなくなることが予想され、かなりの事務改善が期待できるものであることから、市選挙管理委員会へ賛意と謝辞を表され、他の市議会議員からもおおむね良好な評価をいただいた。</p>
<p>事業効果など</p>	<p>実際の効果は本事務改善後の選挙において測ることとなるが、この改善により、従事経験がない開票立会人でも、その職務や投票の有効無効についての基礎知識を身につけていただくことができるものとする。</p> <p>また、そのことにより開票事務が円滑に進行し、かつ、信頼性の高い選挙が執行できるものとする。</p>
<p>添付資料</p>	<p>【資料No.(2)-82-1】平成29(2017)年第4回定例会(12月)総務建設常任委員会及び本会議議事録抜粋 【資料No.(2)-82-2】平成30(2018)年第1回定例会(3月)本会議議事録抜粋</p>